

研究データポリシー解説

(目的)

埼玉工業大学は、仏教精神を基盤とする建学の精神、「テクノロジーとヒューマニティの融合と調和」という教育の理念のもと、エンジニアや実務家など、社会の中核となって社会に貢献できる人材を養成している。

本学では、研究活動によって得られた成果を蓄積すること、オープンサイエンス、オープンイノベーションを通じて、新たに生み出される技術や知見を、社会に実装していく過程で生み出される研究データの管理・公開・利活用についての基本方針として、研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

本ポリシーは、本学の建学の精神、教育の理念の下に、本学の研究データの基本的な取扱いに関する方針を示すものである。

本学が目指す社会実装できる研究を実現するため、研究データの公開により利活用を促進し、研究データの価値を高めること、研究データを収集または生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有することを、本ポリシーの基本としている。

(研究データの定義)

本ポリシーが対象とする「研究データ」は、本学における研究活動の過程で研究者等によって収集され、また生成されたデータ（デジタル・非デジタルを問わない）をいう。

研究データ

- (1) 「研究データ」とは、本学の研究者等が研究活動の過程あるいは研究の結果として収集または生成されたデータを指し、その形態はデジタル・非デジタルを問わない。また、数値、テキスト、画像等のあらゆる形態を含む。以下の分類とする。
 - 1) 一次データ 生データ：研究対象から新規に収集・生成されたオリジナルデータ
 - 2) 二次データ 一次データを加工したデータ、一次データを解析したデータ
 - 3) 論文等の根拠となるデータで 上記1)、2) 以外のもの
 - 4) 上記1)～3) のデータに基づいて作成された論文等に記載された情報
- (2) 研究者等とは、以下の者をいう。
 - 1) 研究活動を行う本学の常勤及び非常勤の教員、研究員および職員
 - 2) 研究活動を行う本学の学生
 - 3) 研究費または本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行う者で上記1)、2) 以外の者
- (3) 共同研究等を行う大学や企業、機関等に在籍する者が、本学の研究活動に従事する場合、共同先と協議の上、本ポリシーの対象者に含むことができるものとする。また、本学の研究者等が、共同先で取得した研究データについては、共同先が定めるルールに基づき、適切に対応する。

(研究データの管理等)

研究データを収集または生成した研究者が、その研究データの管理を行う権利と責務を有する。研究者は、研究データの価値を守るため、研究分野の特性等を踏まえ、法令および倫理的要件に基づき研究データを適切に管理する。

- (1) 研究データを収集または生成した研究者とは、原則として、実際に当該研究データを収集または生成した者をいう。ただし、複数の研究者（他機関に所属する研究者を含む）が共同して研究を実施する場合には、関係者と協議または契約等において、研究データの管理に関する権利と責務の所在を明確にしておくことが望ましい。当該研究者が他機関へ転出または退職するときは、転出前後や退職後において研究データの価値が失われないように所属組織や転出先機関の関係者等と協議の上、適切な研究データ管理の維持に努めなければならない。
- (2) 研究データの管理とは、研究データ管理計画の策定、研究データの収集・生成、整理・加工、解析・分析、保存、公開・破棄等、研究活動の開始から終了後までを含む研究データに関わる一連の活動全般を指す。
- (3) 研究データの価値を守るため、研究者は、研究データの管理において、その正確性・完全性・追跡可能性等を担保することはもちろんのこと、本学および本学の研究者の将来の研究活動を阻害することのないよう、適切な知的財産の保護や研究契約等の締結等を行わなければならない。
- (4) 研究データを適切に管理する考え方は、研究分野によって異なることが考えられるため、それぞれの研究分野における研究倫理指針等を踏まえ、研究データの管理を実施する。
- (5) 研究者は、研究データの管理の実施にあたり、関連法令、各研究分野における倫理的要件、研究契約、本学が定める規程等を遵守する必要がある。

(データの公開)

研究者は、研究データの価値を向上させるため、研究データを可能な限り社会に公開し、その利活用に供すものとする。

- (1) データの公開とは、研究データの管理に関する責務を有する者が、当該研究データをそれ以外の者も利用できる状態にすることを指し、アクセス制限なく誰でも利用を可能とする一般公開と、アクセス権を付与された限定された者が利用できる共有をいう。
- (2) 研究データの公開にあたっては、管理と同様に、関連法令、各研究分野における倫理的要件、研究契約、本学が定める規程等を遵守する必要がある。例えば以下のような研究データは公開してはならない。

① 個人情報、著作物など、法的に保護される研究データ

- ② 機密保持等の観点から公開に制限がある研究データ
- ③ 契約によって制限が課された研究データ
- ④ 安全保障輸出管理の対象になっている研究データ
- ⑤ 倫理的要件等から公開に適しない研究データ
- ⑥ 公開により第三者の利益を害する恐れがある研究データ 等

- (3) 法令および倫理的要件に問題のない範囲内、研究データの公開方法、公開範囲、公開条件等について、研究者自身が決定することができる。ただし、契約等において別段の定めがある場合は、その条件に従う必要がある。

(本学の役割)

本学は、研究データの管理および公開を支援する環境の整備を行う。

研究データの管理および公開を支援する環境として、本学は以下のような整備をする。

- ① 研究データを管理するための管理基盤の提供
- ② 研究データを公開するための機関リポジトリ等の公開基盤の提供
- ③ 研究データの管理、公開に関する啓発および支援
- ④ 研究データの管理、公開に際して留意すべき、関連法令、研究契約、本学が定める規程に関する情報提供

(その他)

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行う。

データの管理・公開および利活用のあり方は、社会・経済システムや学術状況の変化により大きな影響を受けるものであり、また関係法令の改正等も頻繁に行われていることから、本ポリシーについては、適時に見直しを図るものとする。